

地域包括支援センター運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、地域包括支援センター運営業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 地域包括支援センター運営業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 予算額 上限価格 175,000,000円（業務期間総額）

※非課税（消費税法基本通達6-7-10）

（内訳）

令和8年度	35,000,000円
令和9年度	35,000,000円
令和10年度	35,000,000円
令和11年度	35,000,000円
令和12年度	35,000,000円
計	175,000,000円

令和8年度当初3か月分のみ前払いとし、以降四半期ごとに後払いとする。但し、事業者が了承する場合、半期ごとに後払いとすることができるものとする。金額は上限価格を示すもので、契約予定金額を示すものではない。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和7年10月28日（火）	公募開始
同年11月11日（火）	質疑受付締切
同月18日（火）	質疑に対する回答（予定）
同年12月9日（火）	企画提案書の提出締切
同月15日（月）	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に

該当しない者であること。

- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（法人の役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第115条の9、第115条の19、第115条の29、第115条の35第6項及び第115条の45の9の規定に基づき指定若しくは許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者又は指定若しくは許可の一部の効力の停止を現に受けている者でないこと。

7 説明会

開催しない。

8 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式12）により、電子メールで提出すること。
 - ※ メール送信後、必ず電話等で送信した旨伝えること。
 - ※ メール以外の方法及び提出期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 期限 令和7年11月11日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 otsu1437@city.otsu.lg.jp 大津市健康福祉部長寿福祉課
- (4) 回答方法 大津市ホームページに掲載する。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 企画提案書

次に掲げる書類をつづって作成すること。提出部数は、⑦から⑫までに掲げる書類をつづったものを1部、また⑭から⑳までに掲げる書類（写し可）をつづったものを8部とする。次に掲げる各様式について記載欄が不足する場合は適宜追加しても差し支えないが、その場合において、欄の順番を変えるなど、様式の改変はしないこと。

- ⑦ 参加申込書【様式1】
- ⑧ 誓約書【様式2】
- ⑨ 定款、寄附行為等
- ⑩ 事業代表者履歴
- ⑪ 法人概要書【様式3】
- ⑫ 法人の直近決算の財務三表（例：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。法人種別・規模によって異なる。）
- ⑬ 法人の令和7年度の経営計画書及び収支予算書
- ⑭ 提供している介護サービス等の概要【様式4】
- ⑮ 介護サービス（事業所・施設）指導監査等実施状況に係る申出書【様式5】
- ⑯ 事業計画書【様式6】
- ⑰ 見積書【様式7の1、様式7の2】
- ⑱ センター配置計画書【様式8】
- ⑳ 人員配置計画書及び職種ごとの履歴書【様式9、様式10】
- ㉑ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類
 - a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所が大津市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする）（滞納がないことを確認できるもの）。非課税等で納税証明書を提出できない場合は、その理由を記載した申出書（任意様式）を提出すること。
 - b 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする）及び役員名簿【様式11】

(2) 書類のつづり方

ア 企画提案書は、ファイルを用いて、A4判左2穴つづりとする。

ファイルの表紙及び背表紙に下記のとおり、「地域包括支援センター受託法人提案書」「法人名」を標記すること。

【ファイル表紙】

地域包括支援センター 受託法人提案書 〇〇法人〇〇〇
--

【ファイル背表紙】

提案書 地域包括支援センター受託法人 (〇〇法人〇〇〇)

イ 企画提案書は、提出書類(7)～(8)の順に従い、各書類の間に番号等を記したインデックスをつけた仕切紙を挟みこんだ上、書類をつづること。

※インデックスは、書類に直接貼り付けず、必ず仕切紙につけること。

(3) 提出期間及び時間

令和7年12月9日（火）午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

大津市健康福祉部長寿福祉課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市役所本館2階

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書について、地域包括支援センター運営業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 委員構成 市職員6人

(2) 審査方法 企画提案書の書面審査及びプレゼンテーション審査により行う。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日及び実施場所

実施日 令和7年12月15日（月）午前中

実施場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館3階 産業観光部会議室

詳細については、企画提案書を提出した者に対して、参加資格を確認した後、別途通知する。応募者多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

イ 提案時間 20分間

ウ 質疑応答 15分間

エ 参加人数 4人以内（当日のプレゼンターに、業務の責任者（センター長）となる予定の者を含むこと。）

オ 提案説明は前述9（1）アに定める企画提案書の（オ）から（ス）（8部提出したもの）を用いて行うものとする。

(4) 審査順 企画提案書を受け付けた順（受付順）に審査する。

(5) 審査項目 下記の表を基本に審査を実施する。

事項	評価項目	配点
法人に関する事項	・法人理念 ・経営の健全性、安全性 ・高齢者の保健、医療、福祉、介護等に関する実績 ・行政からの指導状況	30
事業計画に関する事項	・設置の趣意、運営方針 ・運営業務提案 ・公平性、中立性確保のための方策 ・個人情報保護の取組み ・具体的事例への対応	80
センター設置に関する事項	・利用者の利便性に配慮した設置場所であるか （公共交通機関の利用しやすさ、駐車場の確保等） ・施設内部の利便性 （必要スペース（プライバシー）の確保、バリアフリー対応等）	80
職員配置に関する事項	・三職種の経歴や経験等 ・職員欠員時の対応、窓口業務時間外の対応 ・ケアプランセンターとして、介護支援専門員確保の見通し	80
事業費に関する事項	・見積書	30

（計300点）

1.1 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に対し、参加申込書【様式1】に記載されたメールアドレス宛てに文書により通知する。

(2) 通知時期 令和7年12月18日（木）予定

1.2 契約の締結

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなっ

た場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が第3項の予算額を超過している場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 本件に係る契約は、令和８年度を始期とする地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約であり、第２項第３号の業務期間にかかわらず、令和８年度又は翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算が削減又は廃止された場合は、本件契約を解除することがある。

1 6 問合せ先

〒５２０－８５７５

滋賀県大津市御陵町３番１号

大津市健康福祉部長寿福祉課

TEL ０７７（５２８）２７４１

E-mail otsu1437@city.otsu.lg.jp